ユアサイドニュース 4月号

令和7年4月よりキャリアアップ助成金正社員コースの内容に変更があります。今回はその変更点についてご説明させて頂きます。

キャリアアップ助成金の正社員化コースとは、契約社員等の企業内でのキャリアアップを 促進する為、正社員化を実施した企業に対して助成する制度となります。

今回の変更から新設された重点支援対象者と重点支援対象者以外の者で支給額が異なります。

重点支援対象者とは下記に該当する者を言います。

- (1) 雇入れから3年以上の有期雇用労働者
- (2) 雇入れから3年未満で、次のa,bのいずれにも該当する有期雇用労働者a.過去5年間に正規雇用労働者であった期間が1年以下b.過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない
- (3)派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定の訓練修了者 ※雇用された期間が通算5年を超える有期雇用労働者については無期雇用労働者とみなします。

重点支援対象者と重点支援対象者以外の者については下記の通りの支給額となります。

企業規模	重点支援対象者	重点対象者以外
有期 → 正規	80 万円(60 万円)	40万円(30万円)
無期 → 正規	40 万円(30 万円)	20万円(15万円)

※()内の金額は大企業の助成額です。

重点支援対象者は、前年通り2回に分けての支給となり、重点支援対象者以外の者については1回のみの申請で金額も半額に引き下げられます。また、新規学卒者については、雇入れられた日から起算して1年未満のものについては、支給対象者から除外となります。

従来は取組み実施日の前日までに管轄の都道府県労働局長に提出し認定を受ける必要があったキャリアアップ計画書も申請手続きの負担軽減及び審査の効率化の観点から令和7年4月以降不要になります。

今回は、令和7年4月より内容が変更となりますキャリアアップ助成金正社員コースについてご説明させて頂きました。気になる点等ございましたら各担当へご相談下さい。